

横浜市立みなと赤十字病院（指定管理者：日本赤十字社）におけるUSBメモリの紛失について

日本赤十字社が指定管理者として運営している横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」）の職員（医師）が、論文作成のために持ち出した患者様の個人情報を含むUSBメモリを紛失していたことが判明しました。

対象の患者様全員へ書面で謝罪するとともに、みなと赤十字病院に問い合わせ窓口を設けました。

なお、1月17日（水）現在、USBメモリは発見できていませんが、外部への情報流出は確認されておられません。

1 紛失した個人情報【日本赤十字社】

循環器内科患者（令和3年4月2日から令和5年9月7日までの間に、みなと赤十字病院においてカテーテルアブレーション治療※を受けた方）延べ1,092名分の氏名、患者ID、年齢、性別、生年月日、診断名（略記号）

※アブレーション治療用のカテーテルで不整脈を起こす原因となっている異常な電気興奮の発生箇所を焼き切る治療法

2 経緯【日本赤十字社】

令和5年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 職員（医師）が論文作成のため、診療科部門のシステムから個人のUSBメモリに診療データ（1,092件分）をコピー（当該USBメモリ及びデータファイルへのパスワード設定は不明） USBメモリは、院内・自宅での作業で使用
令和5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> 最後に当該USBメモリを使用
令和5年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> USBメモリの紛失に気付く
令和5年12月29日	<ul style="list-style-type: none"> 上司の医師に報告
令和6年1月9日	<ul style="list-style-type: none"> USBメモリを発見出来ず当該医師と上司が病院に報告 病院から横浜市に報告（第一報）
令和6年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> 対象の患者様全員へ書面を発送し謝罪 みなと赤十字病院内に、対象の方向けの問い合わせ窓口を設置

3 原因【日本赤十字社】

病院の個人情報保護規程及び取り扱いマニュアル（以下「院内規程及びマニュアル」）について、個人のUSBメモリの使用を明確に禁止する規定がないなど、改善の余地があるものでした。

また、個人情報の取り扱いに関する職員の意識が不十分であり、院内規程及びマニュアルで定められたルールが守られていませんでした。具体的には、学術領域で個人情報を利用する際に必要となる匿名化がされていなかったこと、個人情報を含むデータを外部に持ち出す場合に必要な許可申請が行われていなかったこと、さらにパスワードの設定が徹底されていない状況でした。

4 みなと赤十字病院における再発防止策【日本赤十字社】

個人情報の適切な取り扱いについて、院内での個人所有の記録媒体を使用禁止とし、業務上必要な場合には、病院の貸与するパスワードロック機能付きの記録媒体を使用するよう、院内規程及びマニュアルを見直しました。また、特に学術領域で個人情報を利用する場合に個人を特定できないような加工を行うことなど、院内規程及びマニュアルの遵守に関して、改めて全職員に対し、個人情報の取り扱いに関する研修及び情報セキュリティに関する研修を通じて、周知・徹底してまいります。

5 横浜市としての対応【横浜市】

横浜市では、みなと赤十字病院の運営に関して、指定管理の基本協定及び協定に基づく業務基準書等により、厳格な個人情報の取り扱いを求めてきました。今回の事案を重く受け止め、現状を改めて調査・確認するとともに、院内における個人情報取り扱いルールの見直しや、再発防止策の策定等について必要な指示を行いました。

今後も、改善の状況を確認するなど、指定管理者との連携を一層深め、徹底した再発防止に努めてまいります。

お問合せ先
横浜市立みなと赤十字病院 総務課長 糸魚川 真悟 Tel 045-628-6815
医療局病院経営本部病院経営課長 星野 公孝 Tel 045-671-4816